

県立国際交流センター会議室貸出における感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月16日

(令和2年6月19日改訂)

公益財団法人 山梨県国際交流協会

県立国際交流センター会議室の貸出については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県の「施設における感染拡大予防ガイドライン」の作成基準をもとに、次のとおり行うこととする。

【3密の回避】

① 換気設備及び「密閉」の回避について

- 開館時及び午前・午後の利用者の入れ替え時に、清掃委託事業者または夜間勤務職員等により各会議室の窓を全開して換気を行う。
- 会議室の換気システムを常時稼働することとし、室内の換気を行う。
- 会議室利用者に対し、利用時に30分に1回、5分程度、窓を全開していただくよう要請する。

② 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)について

- 会議室利用者の予約時に利用人数や利用内容を確認し、過度に人が密集することがないように要請する。
- 会議室内で過度に人が密集するような50人以上のイベントは、当面行わないこととする。

③ 人と人との距離の確保(「密接」の回避)について

- 窓口の対応において最低1mの対人距離を確保する。
- 会議室利用者には、会議室内において対人距離を確保し、なるべく近距

離での大声での会話や発声を避けるよう要請する。

【その他の感染防止策】

④ マスクの着用

- 協会職員のマスク着用を遵守するとともに、会議室利用者には利用前に参加者に周知を行うよう要請する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 協会職員は定期的に手指消毒、手洗いを実施する。
- 各会議室の入口に手指消毒液を設置し、会議室利用者に対し入室前の手指消毒を促す。
- 各会議室内及びトイレ内に、首相官邸及び厚生労働省による、正しい手洗いに関するポスターを掲示する。

⑥ 体調チェック

- 協会職員の体調管理を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、出勤を停止する。
- 会議室利用者に対し、参加者が発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設を利用しないようあらかじめ呼びかけていただく旨、要請する。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー、トレットペーパーホルダー、ドアノブ等）は、高濃度エタノールや市販の界面

活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清掃委託事業者により定期的に清拭消毒を行う。

- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように、各個室のドアの内側に表示する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 共有スペースのソファや椅子などについて、対人距離の確保のため、間隔をあけて利用するよう表示する。

⑨ 清掃・消毒

- 不特定多数が触れる施設内のエレベーターのボタン、階段手すり、ドアノブなどを、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清掃委託事業者により定期的に清拭消毒を行うとともに、会議室内のドアノブ、会議室テーブル、椅子、電気スイッチなどは、利用者の午前・午後の入れ替え時に清掃委託事業者または夜間勤務職員等により清拭消毒を行う。

⑩ チェックリストの作成・確認

- ガイドラインを遵守しているか確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、毎日確認を行う。